

鳥取県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字台山2104の3、2104の4
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅